

税

市税の納付

7月31日(金)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市市民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

なお、市税の納付には口座振替の利用が便利です。

■納期限内に納めないと…督促状(1通80円の手数料を徴収)により納付を促します。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増え負担が増えることとなります。

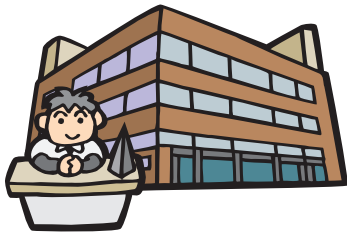
■滞納が続くと…納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)を調査のうえ、差押さえし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。しかし、これらの滞納処

分は最終手段です。このようなことにはならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

■滞納処分の状況(件)

処分内容		令和5年度	令和6年度	令和7年度
差押	不動産	32	53	56
	預貯金など債権	577	595	659
交付要求		91	104	106
抵当権の設定		0	0	0
公売	不動産	0	1	0
	動産	3	0	0

問合先 税務課



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署

(☎462・3471)

「所得税の予定納税(第1期分)」

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなります。

対象となる人へは、6月中旬頃に書面または「iメッセージボックス(電子通知を希望した人のみ)」を確認してください。また、予定納税は振替納税(※)の対象ですので、利用してください。

(※)：前に税務署へ届け出た預貯金口座から自動引落しにより納付手続が完了します。



▲キャッシュレス
納付の納付手続

「大阪国税局業務センターの名称変更について」

令和6年7月以降、泉佐野税務署管内の納税者のみならずから提出いただいた申告書や申請

納税協会からのお知らせ

【はじめての複式簿記(入門編)】

この教室は泉佐野税務署と共催で、初めて簿記を学ぶ個人事業者の人を対象に、簿記の基礎知識と複式簿記での記帳に至るまでを4回に分けて開催します。

経営の充実および令和9年から改正される青色申告特別控除適用のためにも、複式簿記での記帳を学ぶことをお勧めします。

日時 9月4日(金)・8日(火)・10日(木)・11日(金)午後1時～4時(全4回)

対象 個人事業者(事業専従者を含む)

定員 30人(先着順)

講師 (株)NKサポート派遣講師
受講料 5,000円(会員は無料)

場所・申込・問合先 7月3日(金)～8月7日(金)に電話、eメール

(izumisanon@nk-net.co.jp) またはホームページで(公社)泉佐野納税協会(☎462・0634)へ



▶(公社)泉佐野納税協会ホームページ